

千葉県指定有形文化財の指定について



令和5年2月7日
千葉県教育庁教育振興部文化財課
電話：043-223-4082

このたび、令和5年1月19日（木）に開催された千葉県文化財保護審会において千葉県指定文化財に指定すべきとの答申があった下記の有形文化財6件について、千葉県指定有形文化財に指定することを決定しました。

この結果、県報告示により、県指定文化財は有形文化財347件、無形文化財8件、有形民俗文化財22件、無形民俗文化財56件、記念物134件の合計567件となります。

1 新たに指定する文化財（※詳細は別紙のとおり）

名称	種類	員数	所有者
① <small>わけのきよまる いしりりんきょうひつ</small> 和気清麿（石井林響筆）	絵画	1面	千葉県
② <small>どうぞうたんじょうしゃかによらいりゅうぞう</small> 銅造誕生釈迦如来立像	彫刻	1軀	市川市
③ <small>ぼたんれんげからくさもようしちじょうけさおうひつき</small> 牡丹蓮華唐草模様七条袷横被付	工芸品	1具	宗教法人宝金剛寺
④ <small>きっこうめつばきもようしちじょうけさおうひつき</small> 亀甲梅椿模様七条袷横被付	工芸品	1具	宗教法人宝金剛寺
⑤ <small>おやまいせき</small> 御山遺跡SX-015 <small>せつかんないしゅつどひん</small> 石棺内出土品	考古資料	一括	千葉県 (千葉県教育委員会)

2 追加指定し、名称を変更する文化財（※詳細は別紙のとおり）

名称	種類	員数	所有者
[現在の名称] <small>かとりじんぐうちよくしもん</small> 香取神宮勅使門	建造物	1棟	宗教法人香取神宮
[新たな名称] 香取神宮勅使門 <small>つきたり むなふだ まい</small> 附 棟札3枚			

3 その他

これらの文化財は、県報告示をもって指定されます。

千葉県指定有形文化財の指定について

1 新たに指定する文化財

【有形文化財（絵画）】和氣清麿（石井林響筆）

員数：1面 所有者：千葉県（千葉県立美術館）

概要：石井林響は明治時代後半から昭和初期に活躍した千葉県を代表する日本画家。本作は、奈良時代の宇佐八幡宮神託事件の一場面である、和氣清麻呂が宇佐八幡に赴くシーンを描いている。文部省第一回美術展覧会で入選を果たしており、石井の初期の代表作。明治後期の日本画界を特徴づける浪漫主義的歴史画であり、千葉県の絵画史上特に優秀な作品である。

【有形文化財（彫刻）】銅造誕生釈迦如来立像

員数：1軀 所有者：市川市（市立市川考古博物館）

概要：昭和初期に下総国分寺跡の南東約1kmの水田で発見されたと伝わる。頭部を前方に突き出し、右手を上に掲げ、左手を下に下す姿勢をとり、表面は頭部から腰下まで高熱を受けて荒れている。造形的な特徴から8世紀～9世紀にかけての制作と推測される。国分寺との関係を想定し得る数少ない誕生仏像の遺品として貴重であり、千葉県の彫刻史上特に意義がある。

【有形文化財（工芸品）】牡丹蓮華唐草模様七条袷裳横被付

員数：1具 所有者：宗教法人宝金剛寺

概要：北条氏勝により慶長2年(1597)に菩提寺である宝金剛寺に寄進されたもの。明時代中期の中国製の生地が使用されており、縫製に中世の特徴がみられる。製作年代や伝来の経緯が明らかであり、現存例の少ない近世初期以前の基準作になりえる貴重な資料である。中近世移行期における千葉県域の政治的、宗教的な変動に関する歴史資料としても重要である。

【有形文化財（工芸品）】亀甲梅椿模様七条袷裳横被付

員数：1具 所有者：宗教法人宝金剛寺

概要：北条氏勝により慶長13年(1608)に菩提寺である宝金剛寺に寄進されたもの。明時代中期の中国製の生地が使用されており、縫製に中世の特徴がみられ、その仕立てを宝金剛寺に関わりのある4寺が分担している。製作年代や伝来の経緯が明らかであり、現存例の少ない近世初期以前の基準作になりえる貴重な資料である。中近世移行期における千葉県域の政治的、宗教的な変動に関する歴史資料としても重要である。

【有形文化財（考古資料）】御山遺跡SX—015石棺内出土品

員数：一括 所有者：千葉県（千葉県教育委員会 文化財課森宮分室）

概要：四街道市に所在する御山遺跡において、昭和60年(1985)に直径約20mの円墳の石棺内から出土した副葬品。金銅装円頭大刀、直刀、鉄鏃等の武具54点、勾玉、管玉、琥珀玉、ガラス丸玉等の玉類812点により構成されており、特に円頭大刀は優品である。房総における古墳時代後期の政治や社会を理解する上で欠くことができない考古資料として重要である。

2 追加指定し、名称を変更する文化財

【有形文化財（建造物）】

〔現在の名称〕 香取神宮勅使門 かとりじんぐうちやくしもん

〔新たな名称〕 香取神宮勅使門 つけたり 附 むなふだ まい 棟札3枚

員数：1棟（棟札3枚を追加指定）

所有者：宗教法人香取神宮

概要：香取神宮勅使門は江戸時代中期の建築で、類例の少ない社家建築の遺例として重要である。勅使門に付随する棟札は、建築時期を示す上棟棟札のほか、屋根葺替の一部を記録する棟札が2点確認されている。これら3点の棟札は勅使門の由緒を示すものとして、一体の文化財として保存するのにふさわしい資料である。

新たに指定する文化財



和気清麿（石井林響筆）113.7cm×218.5cm



銅造誕生釈迦如来立像
全高 10.8cm



牡丹蓮華唐草模様七条袷裯横被付

上 袷裯 97.6cm×185.0cm

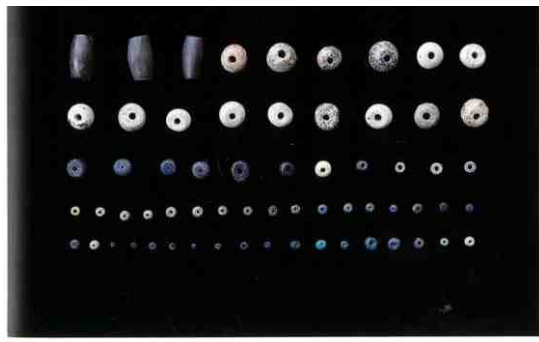
下 横被 145.1cm×34.0cm



亀甲梅椿模様七条袷裯横被付

上 袷裯 112.4cm×212.7cm

下 横被 175.5cm×41.5cm



御山遺跡S X—O 1 5 石棺内出土品

上 金銅装円頭大刀

下 玉類

追加指定し、名称を変更する文化財



香取神宮勅使門 附 棟札 3 枚

左 天明元年(1780)上棟棟札

中 文化 14 年(1817)茅葺屋根葺替棟札

右 昭和 38 年(1963)茅葺屋根葺替棟札